



金 沢 市 公 報

第 3 1 0 4 号

令和5年(2023年)3月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課)	1
○経営管理権集積計画を定めたことについて (森林再生課)	1
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	2
○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	2
○昭和63年告示第58号(河川工事の施工について)の一部改正について (内水整備課)	2
● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	3

○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
● 監査公表	
○監査公表(第3号・第4号) (監査事務局)	4
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について(2件) (警 防 課)	5

告 示

●金沢市告示第64号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、令和5年度の固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和5年3月13日

金沢市長 村 山 卓

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市総務局資産税課	令和5年4月3日から同年5月1日まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)	午前9時から午後5時45分まで

●金沢市告示第65号

森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、当該経営管理権集積計画を金沢市農林水産局森林再生課に備え置いて縦覧に供します。

令和5年3月13日

金沢市長 村 山 卓

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	地区名
2022集1～2022集3	深谷町
2022集4	四坊町
2022集5	北森本町

2 本公告により、金沢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。

●金沢市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月13日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
袋島町会	主たる事務所の所在地	金沢市袋島町北50番地	金沢市袋島町北71番地	令和5年1月1日
	代表者の氏名及び住所	北本 隆司 金沢市袋島町北50番地	田村 和宏 金沢市袋島町北71番地	
田上町会	代表者の氏名及び住所	宮口 泰廣 金沢市田上町イ60番戊地	矢本 勉 金沢市田上町耕13番地	令和5年1月29日
北寺町会	主たる事務所の所在地	金沢市北寺町へ12番地1	金沢市北寺町へ16番地1	令和5年2月1日
	代表者の氏名及び住所	中田 吉則 金沢市北寺町へ12番地1	木谷 博一 金沢市北寺町へ16番地1	
双葉町会	代表者の氏名及び住所	杉本 雅宏 金沢市駅西新町1丁目24番13号	安江 俊昭 金沢市駅西新町1丁目34番20号	令和5年2月12日

●金沢市告示第67号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正します。

令和5年3月13日

金沢市長 村 山 卓

第2項の表中

20	玉川公園	金沢市玉川町2番	平成23年 4月1日			を
20	玉川公園	金沢市玉川町2番	平成23年 4月1日	令和5年 3月21日		に

改める。

●金沢市告示第68号

昭和63年告示第58号（河川工事の施工について）の一部を次のように改正します。

令和5年3月13日

金沢市長 村 山 卓

第3項を次のように改める。

3 河川工事の期間

昭和63年8月1日から令和25年3月31日まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第6項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,498人

●金沢市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

124,966人

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

124,966人

●金沢市選挙管理委員会告示第8号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,498人

●金沢市選挙管理委員会告示第9号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,483人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和5年3月13日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 久 保 洋 子
 金沢市監査委員 秋 島 太

第1 監査の概要

1 監査の対象局等及び実施期間

監 査 の 対 象 局 等		実施期間
経 済 局	金沢営業戦略室、産業政策課、商工業振興課、クラフト政策推進課、企業立地課、観光政策課、労働政策課	令和4年7月13日 ～ 令和5年3月2日
市 民 局	市民協働推進課、ダイバーシティ人権政策課、市民課	
環 境 局	環境政策課、ごみ減量推進課	
都市整備局	都市計画課、景観政策課、緑と花の課、市街地再生課、住宅政策課、市営住宅課、建築指導課	
土 木 局	道路建設課、道路管理課、内水整備課、営繕課	
危機管理監	危機管理課	
議会事務局	総務課	
市立病院	事務局	

2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、久保洋子、秋島 太

3 監査の対象範囲

令和3年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和4年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 出納事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

金沢市ごみ処理券について、一部の事務処理に不備が見受けられたので、適正を期す必要がある。

【ごみ減量推進課】

●金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月13日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 財産の管理状況等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年2月3日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和4年8月22日(令和4年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)				
消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	指摘のあった消防用設備の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>監査対象課所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>小坂小学校</td> </tr> </tbody> </table>	課名	監査対象課所	教育総務課	小坂小学校	
課名	監査対象課所				
教育総務課	小坂小学校				

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和5年3月13日

金沢市消防長 蔵 義 広

場 所 金沢市戸室新保地内

日 時 令和5年3月21日(火) 午前9時30分から午前10時00分まで

金沢市消防団火災防衛訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和5年3月13日

金沢市消防長 蔵 義 広

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内(弥生1丁目地内)

日 時 令和5年3月26日(日) 午前11時00分から午前11時30分まで

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内(大友1丁目地内)

日 時 令和5年3月26日(日) 午前9時00分から午前9時30分まで

令和5年(2023年)3月13日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄